

建築工事監理指針（上巻） 令和7年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
42	1	3	1	施工管理	(7) 建設業法及び契約書で定められた技術者等 (d) 技術者の現場専任制度（建設業法第26条第3項） ②下から5行目	・元請の監理技術者については、監理技術者補佐を専任で置く場合は、請負代金の額が1億円未満の工事については、2現場までの兼任が容認される。（建設業法第26条第3項ただし書き、第4項）。 なお、監理技術者補佐となる必要な資格は、建設業法施行令第29条による。	・元請の監理技術者の配置における2現場までの兼任については、専任特例1号（請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）の工事の場合と、専任特例2号（請負代金の額が1億円以上（建築一式工事の場合は2億円以上）の工事の場合がある。 専任特例1号の場合は、情報通信機器の活用や工事現場間の距離等の要件を満たす場合に、2現場までの兼任が容認される。 専任特例2号の場合は、監理技術者補佐を専任で置くことにより、2現場までの兼任が容認される。 それぞれ兼任の要件が規定されているので、確認した上で適用する必要がある。（建設業法第26条第3項ただし書き、第4項）。 なお、監理技術者補佐となるために必要な資格は、建設業法施行令第29条による。	R7/12/22
49	1	3	5	施工条件	(3) 1行目	(3) 適正化指針5(4)では、次の状況が発生した場合は、	(3) 適正化指針第2の5(4)では、次の状況が発生した場合は、	R8/6/11
68	1	4	1	環境への配慮	(1) 12行目	なお、この基本方針の「19. 公共工事」における特定調達品目	なお、この基本方針の「21. 公共工事」における特定調達品目	R8/6/11
71	1	4	2	材料の品質等	(8) JIS 制度、JAS 制度の概要 (7) JIS マーク表示制度 (b) JIS マーク表示制度の概要 ⑤ 1行目	JIS マークのデザインは次の3種類となっている（図1.4.1 参照）。	JIS マークのデザインは次の3種類となっている（図1.4.2 参照）。	R8/6/11
71	1	4	2	材料の品質等	(8) JIS 制度、JAS 制度の概要 (7) JIS マーク表示制度 (b) JIS マーク表示制度の概要 ⑤ 図番号	図1.4.1 JISマーク	図1.4.2 JISマーク	R8/6/11

建築工事監理指針（上巻） 令和7年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
72	1	4	2	材料の品質等	(8) JIS 制度、JAS 制度の概要 (7) JIS マーク表示制度 (b) JIS マーク表示制度の概要 ⑥ 1行目	JIS マークとともに表示される事項は、次のとおりである（図1.4.2 参照）。	JIS マークとともに表示される事項は、次のとおりである（図1.4.3 参照）。	R8/6/11
72	1	4	2	材料の品質等	(8) JIS 制度、JAS 制度の概要 (7) JIS マーク表示制度 (b) JIS マーク表示制度の概要 ⑥ 図番号	図1.4.2 JISマークの例	図1.4.3 JISマークの例	R8/6/11
76	1	4	5	材料の検査に伴う試験	(7) 4行目	特定分野の試験を行う能力を有することを認定する制度である（図1.4.3 参照）。	特定分野の試験を行う能力を有することを認定する制度である（図1.4.4 参照）。	R8/6/11
76	1	4	5	材料の検査に伴う試験	(7) 図番号	図1.4.3 試験所認定制度の概念図	図1.4.4 試験所認定制度の概念図	R8/6/11
85	1	7	2	完成図等	(1) 1行目	完成図は、「標仕」1.7.2(1)に「工事目的物の完成時の状態を表現したもの」と	完成図は、「標仕」1.7.2に「工事目的物の完成時の状態を表現したもの」と	R8/6/11
232	4	3	6	継手	(2) 溶接施工 (オ) 2行目	有害物の除去を十分に行った後、次層を溶接する（7.6.7(9)参照）。	有害物の除去を十分に行った後、次層を溶接する（7.6.7(7)参照）。	R8/6/11
268	4	5	8	施工記録	(イ) 1行目	場所打ちコンクリート杭の施工記録の例を図4.5.13に示す。	場所打ちコンクリート杭の施工記録の例を図4.5.14に示す。	R8/6/11
269	4	5	8	施工記録	図番号	図4.5.13 施工記録の例	図4.5.14 施工記録の例	R8/6/11
303	5	1	1	一般事項	(3) (7) 6行目	④ 規格品証明書（7.2.10(a)(1)参照）の提出時期	④ 規格品証明書（7.2.10(1)(7)(b)参照）の提出時期	R8/6/11
313	5	3	4	継手及び定着	(1) 下2行目	「標仕」には、「JASS 5：2022」に準拠した継手及び定着の長さの標準的な数値が表5.3.2から表5.3.5に示されている。	「標仕」表5.3.2から表5.3.5には、「JASS 5：2022」に準拠した継手及び定着の長さの標準的な数値が示されている。	R8/6/11

建築工事監理指針（上巻） 令和7年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
396	6	3	2	コンクリートの調査	(ウ) 計画調査の決定 (d) 3行目	レディーミクストコンクリート工場における計画調査の定め方の一例を図6.3.9に示す。	レディーミクストコンクリート工場における計画調査の定め方の一例を図6.3.7に示す。	R8/6/11
397	6	3	2	コンクリートの調査	(ウ) 計画調査の決定 (d) 図番号	図6.3.9 レディーミクストコンクリート工場における計画調査の求め方の例	図6.3.7 レディーミクストコンクリート工場における計画調査の求め方の例	R8/6/11
420	6	7	2	湿潤養生	4から6行目	なかったが、2022年の改定で、湿潤養生期間は普通ポルトランドセメントと同等の5日間としてよいことが示された。「標仕」においても、表6.7.1で普通エコセメントの湿潤養生期間が5日間と規定されたので、湿潤養生期間はそれによればよい。	なかったが、2022年の改定で、湿潤養生期間は普通ポルトランドセメントと同等の5日以上としてよいことが示された。「標仕」においても、表6.7.1で普通エコセメントの湿潤養生期間が5日以上と規定されたので、湿潤養生期間はそれによればよい。	R7/11/06 R7/11/07
448	6	8	5	型枠締付け金物等の措置	(2) (ウ) (d) 打込み式 コーン 3行目	断熱材の部分では、「標仕」19.9.2 [断熱材打込み工法] (2) (オ) によるとされており、	断熱材の部分では、「標仕」19.9.3 [断熱材打込み工法] (2) (オ) によるとされており、	R8/6/11
481	6	12	2	材料及び調査	(2) 2～3行目	減水剤の遅延形 I 種又は高性能AE 減水剤遅延形 I 種を使用するのがよい (6.3.1 (4) (ウ) 参照)	減水剤の遅延形 I 種又は高性能AE 減水剤遅延形 I 種を使用するのがよい (6.3.1 (4) (ウ) (カ) 参照)	R8/6/11
487	6	15	1	一般事項	(1) 下から1行目	工事開始前に住民の理解を得る必要がある (6.4.3(2) 参照)。	工事開始前に住民の理解を得る必要がある (6.4.4(2) 参照)。	R8/6/11
531	7	2	10	材料試験等	(1) 適用範囲 (ア) 鋼材 (b) 3行目	図7.2.11に規格品証明書の例を示す。	図7.2.8に規格品証明書の例を示す。	R8/6/11
533	7	2	10	材料試験等	(1) 適用範囲 (ア) 鋼材 (b) 図番号	図7.2.11 規格品証明書の例	図7.2.8 規格品証明書の例	R8/6/11
535	7	2	10	材料試験等	(3) 材料試験関係用語 (ア) (a) 3行目 5行目	上降伏点とは、図7.2.12に示すように、最初に試験力の減少が観察されるより前の応力の最大値をいう。 下降伏点とは、図7.2.12に示すように、初期の過渡的影響（慣性効果）を無視した、塑性降伏する間の応力の最小値をいう。	上降伏点とは、図7.2.9に示すように、最初に試験力の減少が観察されるより前の応力の最大値をいう。 下降伏点とは、図7.2.9に示すように、初期の過渡的影響（慣性効果）を無視した、塑性降伏する間の応力の最小値をいう。	R8/6/11

建築工事監理指針（上巻） 令和7年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
535	7	2	10	材料試験等	(3) 材料試験関係用語 (7) (a) 図番号	図7.2.12 降伏点	図7.2.9 降伏点	R8/6/11
577	7	6	7	溶接施工	(4) 9行目	溶接作業場所の温度による予熱等については「標仕」7.6.9に定められている。	溶接作業場所の気温等による措置については「標仕」7.6.8に定められている。	R8/6/11
606	7	7	5	気温等による措置	(3) 1行目	スタッド溶接では、図7.7.1に示すようにフェルールが溶融池を形成する際に・・・	スタッド溶接では、図7.7.2に示すようにフェルールが溶融池を形成する際に・・・	R8/6/11
606	7	7	5	気温等による措置	(3) 図番号	図7.7.1 スタッド溶接のフェルールに空気遮断効果	図7.7.2 スタッド溶接のフェルールの空気遮断効果	R8/6/11
607	7	7	8	床構造用のデッキプレートとの溶接	(1) 下から8行目	面内せん断力に対し十分耐えられる焼抜き栓溶接を行っている（図7.7.2参照）。	面内せん断力に対し十分耐えられる焼抜き栓溶接を行っている（図7.7.3参照）。	R8/6/11
608	7	7	8	床構造用のデッキプレートとの溶接	(1) 図番号	図7.7.2 焼抜き栓溶接の施工方法の例	図7.7.3 焼抜き栓溶接の施工方法の例	R8/6/11
611	7	8	4	塗料種別	(2) 下から6行目	ただし、7.8.3に記されているように、塗料との適合性を検討しなければならないのは、	ただし、7.8.2に記されているように、塗料との適合性を検討しなければならないのは、	R8/6/11
643	7	12	4	溶融亜鉛めっき	(2) めっき高力ボルト (ウ) 5行目	荷姿については包装の完全なものを未開封状態のまま現場に搬入する（7.2.2(4)参照）。	荷姿については包装の完全なものを未開封状態のまま現場に搬入する（7.4.4(1)参照）。	R8/6/11
672	8	2	2	材 料	(1) (ウ) 2行目	ブロック寸法に標準目地幅を加えた寸法であり、実厚さはフェイスシエル化粧厚さを加えた厚さである。	ブロック寸法に標準目地幅を加えた寸法（図8.2.3参照）であり、実厚さはフェイスシエル化粧厚さを加えた厚さ（図8.2.4参照）である。	R8/6/11
673	8	2	2	材 料	(1) (ウ) 下から3行目	また、モジュール呼び寸法、正味厚さ及び標準目地幅を表8.2.3に示した。	なお、モジュール呼び寸法、正味厚さ及び標準目地幅は、JIS A 5406の表3による。	R8/6/11
800	9	3	4	施 工	(7) 検査 1行目	改質アスファルトシート防水層施工途中における検査の留意点は、9.1.3(b)を参照されたい。	改質アスファルトシート防水層施工途中における検査の留意点は、9.1.3(2)を参照されたい。	R8/6/11
850	9	6	4	施 工	(2) 下地処理 (7) 4行目	また、それらに用いられる下地処理材の種類及び使用方法を表9.6.5に示す。	また、それらに用いられる下地処理材の種類及び使用方法を表9.6.4に示す	R8/6/11

建築工事監理指針（上巻） 令和7年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
851	9	6	4	施 工	(2) 下地処理 (7) 表番号	表9.6.5 下地処理材の種類及び使用方法	表9.6.4 下地処理材の種類及び使用方法	R8/6/11
860	9	7	2	材 料	(2) シーリング材 (4) シーリング材 の分類 図番号	図9.6.2 建築用シーリング材の一般的分類	図9.7.2 建築用シーリング材の一般的分類	R8/6/11
861	9	7	2	材 料	(2) シーリング材 (4) シーリング 材の選定 (e) 3行目	ワーキングジョイントに使用するシーリング材 は、モデュラスの低いもの	ワーキングジョイントに使用するシーリング材 は、モジュラスの低いもの	R7/12/22
900	10	2	2	取付け金物	(5) あと施工 アンカー 下から1行目	安全率をみる必要がある（14.1.3(1) (I) (b) 参 照）。	安全率をみる必要がある（14.1.3(1) (b) (2) 参 照）。	R8/6/11